熊谷市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊谷市消防団に積極的に協力している事業所等に対して消防団協力事業所表示証を交付することにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、 当該各号に定めるところによる。
  - (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
  - (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に積極的に協力している事業所等として認定し、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等をいう。
  - (3) 消防団協力事業所表示証 消防団協力事業所等に対して、消防団活動に協力する証として熊谷市長が交付した表示証をいう。
  - (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動 を支援する者をいう。

(消防団協力事業所表示証の交付申請及び推薦)

- 第3条 消防団協力事業所としての認定及び消防団協力事業 所表示証の交付を受けようとする事業所等は、熊谷市消防団 協力事業所表示証交付申請書(様式第1号)により市長に申 請を行うものとする。
- 2 消防団長等は、消防団協力事業所として適当と認められる事業所等について、熊谷市消防団協力事業所推薦書(様式第2号)により市長に推薦することができる。

(認定基準)

- 第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦のあった事業所 等が消防関係法令に違反しておらず、かつ、次の各号のいず れかの基準に適合していると認めるときは、消防団協力事業 所の認定を行うものとする。
  - (1) 従業員が消防団員として相当数入団している事業所等
  - (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
  - (3) 災害時に資機材を消防団へ提供するなどの協力をして いる事業所等
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の 基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。
  - (1) 申請又は推薦があった場合
  - (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(認定及び消防団協力事業所表示証の交付)

- 第6条 市長は、認定基準に適合していると認めたときは、消防団協力事業所として認定し、当該事業所等に対し、熊谷市消防団協力事業所(認定・不認定)通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 2 市長は、消防団協力事業所として認定した事業所等に対し 消防団協力事業所表示証交付書(様式第4号)及び消防団協 力事業所表示証(様式第5号)を交付するものとする。
- 3 消防団協力事業所として認定した事業所等が他の市町村

にある場合は、市長は他の市町村の長と協議の上、当該市町村の長と連名で、消防団協力事業所表示証を交付することができるものとする。

4 市長は、審査の結果、認定基準に適合しないときは、申請者又は推薦者及び事業所等に対し、熊谷市消防団協力事業所 (認定・不認定)通知書により通知するものとする。

(消防団協力事業所表示証の表示)

- 第7条 消防団協力事業所は、消防団協力事業所表示証を交付された年月等を付して、第9条第1項に規定する表示有効期間に限り、消防団協力事業所表示証を表示することができる。
- 2 消防団協力事業所として認定した事業所等が他の市町村 にある場合は、前条第2項の規定による協議の上、同条第1 項の表示の他に、当該事業所等が所在する市町村等の名称も 併せて付すことができる。
- 3 表示できる消防団協力事業所表示証の様式については、前 条に掲げる様式第5号のほか、同様式の寸法を同率に拡大又 は縮小したものを用いることができる。
- 4 消防団協力事業所表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
  - (1) 消防団協力事業所表示証を交付された事業所等の見え やすい場所
  - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の 広告

(消防団協力事業所表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 消防団協力事業所表示証の交付に際して、市長は、熊谷市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第6号)を備

え付け、交付に関する事業所等の名称、所在地、表示の有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(消防団協力事業所表示証の有効期間等)

- 第9条 消防団協力事業所表示証の有効期間は、認定の日から 2年又は第11条の規定による認定の取消しの日までとす る。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事 業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付 を受けた場合は、表示の有効期間を総務省消防庁消防団協力 事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間 とする。
- 2 消防団協力事業所表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。 (認定の更新)
- 第10条 消防団協力事業所は、前条第1項に規定する消防団協力事業所表示証の有効期間の満了に伴い、認定の更新を希望するときは、熊谷市消防団協力事業所認定継続申請書(様式第7号)により、市長に認定の更新を申請することができる。
- 2 前項の申請があった場合は、第4条から第6条までの規定 を準用する。この場合において、第6条第1項中「熊谷市消 防団協力事業所(認定・不認定)通知書(様式第3号)」と あるのは「熊谷市消防団協力事業所認定継続通知書(様式8 号)」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに 該当する場合(以下「認定取消事由」という。)は、当該認 定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する認定基準を満たさないこととなったとき。
- (3) 前条第1項の規定による認定更新の申請がないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、消防団協力事業所として表示が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、認定取消事由に該当すると認められる消防団協力 事業所について、審査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、認定取消事由に該当すると認めた事業所等に対し、熊谷市消防団協力事業所認定取消及び消防団協力事業所表示証返還通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(消防団協力事業所表示証の返還)

第12条 前条の規定により消防団協力事業所の認定を取り 消された事業所等は、第7条に規定する表示を中止し、速や かに消防団協力事業所表示証を市長に返還しなければなら ない。

(消防団協力事業所の公表)

第13条 市長は、消防団協力事業所の名称、熊谷市消防団への協力内容その他の事項について、市のホームページ等により公表するものとする。

(消防団協力事業所の表彰)

第14条 市長は、消防団協力事業所を熊谷市表彰規則(平成 17年規則第207号)に基づく被表彰者に推薦することが できる。

(所掌)

第15条 この要綱に関する事務は、熊谷市消防本部警防課において所掌する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。